

**施工箇所が点在する工事の積算方法の試行  
運用マニュアル**

**平成 27 年 4 月  
青森県 県土整備部**

## 1. はじめに

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や、複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離が考えられるため、上記通知に定める工事箇所の範囲を細分し、この工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を可能とするものである。

## 2. 試行対象工事

本試行の対象工事は、以下の工事とするが、道路管理工事・区画線工事等の維持工事は除く。

- 1) 平成 27 年 4 月 1 日以降公告または指名通知する工事。
  - 2) 施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が 1 k m 程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。
- なお、不調・不落対策であることから既発注済工事には適用しない。

## 3. 入札公告等による入札参加者への周知

本試行の対象工事であることを記載し、入札参加者へ周知する。

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地内（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地内（施工箇所〇〇）、□□地内（施工箇所〇〇）（以下、対象地内という）』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

※『〇〇地内（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地内（施工箇所〇〇）、□□地内（施工箇所〇〇）』の部分には共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

#### 4. 特記仕様書及び見積もり参考資料への記載

1) 特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示する。

<記載例>

##### 10.その他-19 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

1.本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地内(施工箇所〇〇、〇〇)、△△地内(施工箇所〇〇)、□□地内(施工箇所〇〇)(以下、対象地内という)』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

2.本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。

※『〇〇地内(施工箇所〇〇、〇〇)、△△地内(施工箇所〇〇)、□□地内(施工箇所〇〇)』の部分には共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

2) 見積参考資料において、共通仮設費(積み上げ分)の数量が施工箇所毎に分かれるものは、施工箇所毎の数量の内訳を明示する(例:交通誘導員 〇〇地内20人日、△△地内25人日、□□地内30人日…)

#### 5. 施工箇所が点在する工事の積算方法による予定価格の作成

施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定したうえで、なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が1km程度を越えなくなる回数を限度に細分できることとする。

#### 附則

この改正後のマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。